

## 令和8年度第2回大阪府環境影響評価審査会 議事録

令和8年7月 15 日

開会 午前 10 時 30分

○佐藤課長補佐 定刻になりましたので、只今から、今年度第2回目の大阪府環境影響評価審査会を開催します。

事務局の佐藤でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

まず、はじめに事務的なことをいくつか申し上げます。マイクは普段はオフにさせていただき、オン・オフの切替えはご自身でお願いいたします。カメラは普段はオフにさせていただいていますが、本日は皆様方オンにさせていただけますでしょうか。ご発言の際は、手を上げるボタンでお知らせください。不具合が生じた場合などのご連絡は、なるべくチャット機能でお願いいたします。この会議は、大阪府の公開の指針に従いまして、傍聴席を設けて公開で開催しています。また、インターネット上で会議資料も常にご覧いただけるようにしております。

現在、委員 12 名、専門委員 1 名にご出席いただいております。定足数を満たしております。岡委員、渡辺委員、和田委員は、所用のためご欠席とお聞きしております。今回報告いただきます部会報告について、特にご意見はないという風にお伺いしております。

1 回目の本審査会が書面開催であったため、改めまして、4月 15 日付で本審査会の専門委員にご就任いただき、この間、専門調査部会においてご審議いただいた、大阪府立環境農林水産総合研究所の日下部審議役をご紹介します。ご専門は「海域生物」です。よろしくお願いいたします。日下部専門委員の方から一言お願いします。

○日下部専門委員 皆様、おはようございます。大阪府立環境農林水産総合研究所の日下部と申します。本会議でのご挨拶と専門調査部会での審議が後先となってしまいましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤課長補佐 ありがとうございます。会議資料は委員の皆様事前にメールでお送りしておりますが、説明の際は画面共有で表示するようにいたします。

それでは、近藤会長、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、次第に従いまして、議題の一つ目「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る 2-1 区護岸概成時の環境影響検討調査報告書の調査審議結果について」の審議に入りたいと思います。

この報告書の審議につきましては、5月 12 日に当審査会が大阪府から書面にて意見照会を受けて以降、私から指名させていただいた委員3名と専門委員1名で構成する「水質・廃棄物専門調査部会及び自然環境専門調査部会の合同部会」において、総合的かつ精力的にご審議いただきました。6月 10 日及び 29 日に専門調査部会を開催し、ご審議いただいた結果を部会報告としてとりまとめてもらいましたので、本日はその部会報告について審議を行い、審査会から大阪府に回答する意見を取りまとめたいと思います。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、部会の議事進行役をお願いしておりました、惣田委員より専門調査部会報告の概要等についてご説明いただきたいと思います。ではよろしくお願いいたします。

○惣田委員 惣田でございます。では、私から部会報告をさせていただきます。

4 月 30 日に事業者から提出された、「大阪港新島地区埋立事業及び大阪沖埋立処分場建設事業に係る 2-1 区護岸概成時の環境影響検討調査報告書」について、対象項目である「海水の流れ」、「海域生態系」及び「貧酸素」について審議するため、水質・廃棄物専門調査部会と自然環境専門調査部会の合同部会において、近藤会長から指名された、私と石田委員、中谷委員に加え、日下部専門委員の4名で調査審議を行いました。

まず、6 月 10 日に開催された1回目の部会では、事業者から環境影響検討調査報告書の内容について、ご説明をいただき、各委員と事業者との間で質疑応答を行いました。その後、部会当日にお答えいただけなかった質問に対する事業者回答や追加資料の提出を受け、質疑応答やそれを踏まえた意見等についての整理と、部会報告（案）の作成を私から事務局にお願いしました。

次に開催された、6 月 29 日の2回目の部会では、事務局から部会報告（案）の説明を受け、事業者への追加質問を行うとともに、審議を行いましたが、とりまとめまで至らなかったため、修正等の調整については、事務局と私に一任され、とりまとめたものが、本日の部会報告でございます。

部会報告の構成は、目次をご覧くださいませとお分かりになるように、1 はじめに、2 対象事業の概要、3 対象事業に係る事後調査計画、4 事業者による評価及び部会における調査審議内容、5 調査審議結果、別紙1から6の事業者作成資料となっております。時間も限られておりますので、私の方からは、1から3の説明については割愛させていただき、4及び5についてご説明させていただきます。

まず、4 事業者による評価及び部会における調査審議内容の「4-1 海水の流れ」についてです。

事業者による評価としては、潮流については、冬季、夏季ともに 2-1 区護岸概成時と事業着手直後で概ね同様の傾向を示しており、事業実施による著しい影響は確認できなかったとされています。また、恒流については、海面下 3m 以深の層については、2-1 区護岸概成時と事業着手直後で大きな違いはみられなかったが、海面下 1m においては、埋立地北側の調査点で冬季調査、夏季調査ともに違いが見られたが、調査実施時の河川流量及び気象条件の影響によるものと考えられ、事業実施による著しい影響は確認できなかったとされています。

部会における主な確認・指摘事項と事業者の回答についてですが、報告書 6-1 頁の調査時期等について、調査期間を 1 クール(15 日間)ではなく、2クール(30 日間)にするなど、もう少し長期の調査や、過去と同じように出水があった場合にどのように恒流が出るのかをシミュレーションで確認するなど、今後調査する際は検討いただきたいとの指摘に対し、事業者は、必要に応じて関係機関と協議・検討を進めたいと考えているとのことでした。

次の頁に移ります。報告書 6-3 頁の、海面下 1m の K<sub>1</sub> 分潮流について、埋立地南側の調査点で流れが弱くなっている理由について確認したところ、事業者は、海風による影響と考えているとのことでした。

6-13 頁の恒流(夏季)の海面下 6m の図を見ると、過去と護岸概成後で西宮沖環流の出方が異なっているように見え、原因はわからなくとも、変化があった、と評価いただきたいと指摘したところ、河川流量の大きい時には、高気圧性循環流が下層の流れと重なり不明瞭であったと考えられる、ということを別紙 1 のとおり報告書に追記するとのことでした。

6-17~19 頁の恒流について、淀川が増水しているときのデータと流量が少ないときのデータを比較して、工事の影響を見ることができののかと指摘したところ、予期せぬ状況で観測せざるを得なかったが、これらの影響を受けている可能性を踏まえてデータの比較を行い、工事の影響があることを示すデータの違いは見られないと評価している、とのことでした。

6-15、18、19 頁の恒流の流れの違い、淀川の流量について、冬季は過去が 150t くらい、現在が 110t くらいで、この平水流量の差が、冬季の恒流の海面下 1m の湾奥の残差流の向きにこれほどまで影響するのか確認したところ、事業者は、恒流で違いが見られているのは、表層なので、風の影響も多少考えられ、調査時の風の影響については、報告書 6-21 頁以降に記載しており、夏季、冬季とも風向の卓越方向と表層の流れの向きが若干対応していることは確認しているとのことであり、表層の恒流は淀川の流量の違いと調査時の風況によって多少向きが変わった可能性がある、とのことでした。

6-20~24 頁の現地調査実施時の風況について、グラフを見ると、表層流速は特に風に支配的な影

響を受けており、冬季では、現在の方が東向きの風が多く、海面下1mではその影響を受けており、過去と現在とで流れの違いが出ていると説明できると思うため、報告書では夏は河川流量の影響、冬は風の影響等、詳細に考察するよう指摘したところ、別紙2のとおり、報告書の6-20頁に海水の流れの要因について追記する、とのことでした。

また、ADCPの流速データについて、6-22頁の2024年の冬のデータは、海面下3m、6mの変動を見ると、潮流のシグナルが見られているが、6-21頁の海面下3m、6mには潮流のシグナルが見られず、海底面上1mにおいても現在だと潮流の影響と思われる変動が見られるが、過去はよくわからないことについて、過去と現在で計測方法が違うのであれば機器差も考慮した上で考察が必要ではないか、と指摘したところ、事業者は、事業着手直後は機械式流速計（インペラー式）で観測しているのは承知していたが、調査の安全性確保の観点から2025年はADCPで観測する方法を採用しており、機器による差が調査データの違いに表れている可能性は考えられるが、その程度等を定量的に評価するための情報はないとの回答でした。

次に、「4-2海域生態系」についてですが、事業者による評価としては、各海域生物について、2-1区護岸概成時と事業着手直後の調査結果を比較すると、一部の海域生物の出現状況については違いが見られたが、その傾向は一定ではなく、主要種は2-1区護岸概成時と事業着手直後で大きな違いは見られなかったことなどから、事業実施による著しい影響は確認できなかったとしています。

部会における主な確認・指摘事項ですが、全般的事項として、生物にとって、20年以上の調査期間が空くと、事業による影響の有無については議論や評価することは困難ではないかという点や、気候変動など様々な要因によって、大阪湾全体の漁獲量が減少しているので、事業による影響の有無を評価するには定期的なモニタリングが必要という指摘をしたところ、今後の事後調査計画について、必要に応じて、関係機関と協議・検討を進めたいと考えているとの回答があり、併せて、護岸建設工事中の事後調査で底生生物について毎年調査を実施しており、その結果について、別紙3のとおり報告書に追記するとのことでした。

11頁に移りまして、別紙4-2について、調査点2～5では底質の性状を継続的に調査しているが、調査点1と6は調査しておらず、生態系に影響を及ぼす土砂環境の悪化について監視していくためには調査点1と6も継続調査が必要ではないか、という指摘をしたところ、事業者は今後の事後調査計画について、必要に応じて、関係機関と協議・検討を進めたいと考えているとのことでした。

底質について、事業による影響の有無を評価する場合、底質の経年変化を確認できるデータが重要という指摘や、埋立地の周辺における土砂の粒径の変化等のデータを求めたところ、事業者は埋立地近傍

での底質(シルト・粘土分、COD、硫化物量)の経年変化図とそれを踏まえた考察を、別紙4のとおり報告書に追記するとのことでした。

6-54、55 頁の小型底曳網について、図 6-2.8 の 2025 年の夏季において、底層 DO が低かったのは、この年は台風が来ず、海が安定していて、貧酸素化が強固であった年であるためと思われ、複数年調査することが必要、との指摘に対し、事業者は、今後の事後調査計画について、必要に応じて、関係機関と協議・検討を進めたいと考えているとのことでした。

また、6-60 頁のアユの遡上量に関して、埋立地を造成することによって、その周辺がアユなどの稚仔魚の生息環境として利用される可能性や、報告書 7-8、9 頁に関して、2-1 区も緩傾斜護岸であれば、新たな生息及び生育環境が生まれるというポジティブな視点で調査を検討してはどうか、という意見に対して、事業者は、今後の事後調査計画について、必要に応じて、関係機関と協議・検討を進めたいと考えているとのことでした。

最後に、「4-3 貧酸素関連」についてですが、事業者による評価としては、貧酸素の発生状況及び貧酸素化の影響を受けると考えられる海域生物のいずれについても、事業実施による著しい影響は確認できなかったとされています。

部会における主な確認・指摘事項ですが、事業者提出資料の別紙5について、表層の塩分について、調査点 C-3 で経年的に見るとかなり低下しており、構造物の影響で河川の流れが変わったことによるものなのか、それとも雨の影響で淀川からの流量が増大したことによるものなのかが気になるため、調査点 C-3 に近い地点での塩分の過去からの推移がわかるものがあると良い、との指摘をしたところ、事業者からは別紙6のとおり、塩分についての経年変化のグラフを報告書に追加するとの回答がありました。

以上を踏まえ、5 調査審議結果を 16 頁から記載しております。

まず、海水の流れについては、「事業着手時と 2-1 区護岸概成時の調査結果の比較において一部地点に見られた変化については、調査手法及び調査時の気象や流入河川の状況などの点から正確な評価は難しいものの、風況や淀川の流量が一定の影響を及ぼした可能性が考えられ、事業の実施が周辺の海水の流れに著しい影響を及ぼしていることは確認されなかった。次回のレビュー実施時(最終護岸概成時)においては、気象条件や淀川の平水流量の差がより小さい条件における測定データを用いるとともに、使用する計測機器が異なる場合にはその差を考慮して適切に比較することが必要と考える。また、気象条件や淀川の平水流量の差が小さい条件下で調査ができないことも想定し、特に、外的要因による影響が大きい海面下 1m の流況の評価に当たっては、淀川の出水があった場合の影響を考慮した恒流の変化の比較や、調査期間の 1クール(15 日間)から 2クール(30 日間)への延長の検討など、事業によ

る海水の流れへの影響をより正確に評価できるような事後調査計画となるよう見直した上で、調査及び評価を実施されたい。」としております。

次に、海域生態系・貧酸素関連について、まとめて記載しております。「海域生物の生息及び生育環境は、気候変動による長期的な水温の変化や大阪湾全体での漁業生物の生息状況の変化、底質の性状など様々な影響を受けている可能性があり、また貧酸素関連についても海流や温度成層や底質の性状など様々な影響を受けている可能性がある。事業実施場所付近の調査地点における事業着手時と2-1区護岸概成時の調査結果の比較によると、海域生態系については一部の指標では変化があったものの、種類数は減っていなかったこと、及び事業対象地周辺の底質の性状について悪化は確認されなかったことから、事業の実施の影響によるものと考えられる変化は見出されなかった。また、貧酸素については明確な変化は把握されなかった。これらのことから、事業の実施が周辺の海域生物の生息、生育環境、貧酸素状態の発生に著しい影響を及ぼしていることは確認されなかった。海域生物について、事後調査計画においては底生生物及びヨシエビ等を護岸建設工事中は毎年調査を行うこととしている。現在の事後調査計画では、2-2区護岸工事の着工までは海域生物調査は実施されないことになるが、海域生物への長期的な影響についてより正確に評価するため、護岸建設工事期間以外でも底生生物等の調査を追加することなど、事後調査計画を見直していただきたい。また、底生生物等以外の海域生物についても、数年おきなど定期的に調査を実施し、長期的な変化の有無について評価できるデータを収集することについて、事後調査計画の見直しを検討することが望ましい。次回のレビュー（最終護岸概成時）においては、これらの結果と、大阪湾全体の傾向とも比較しつつ、湾奥部の特徴も踏まえた調査及び評価を実施されたい。一方、環境保全措置として採用した緩傾斜護岸における海域生物の生息、生育環境の創出等の効果の把握のための調査項目を事後調査計画に加えるなど、ポジティブな視点からの調査及び評価を行うことも検討されたい。」としております。

最後にまとめです。「今回のレビューについて、調査方法、結果の比較、要因の考察及び評価に関して確認した。比較する調査データの時間間隔が長いことや、調査条件や手法、調査結果に影響を及ぼす事業以外の要因の違いなどについて、適切に考察され、評価に反映されているか、また今後より適切に事業の影響について評価していくための事後調査計画の見直しも含めた事業者の考え方を確認した。その結果、海水の流れ、海域生態系、貧酸素関連のいずれについても、事業の実施による著しい影響が認められるような調査結果は見られなかった。事業対象地及びその周辺は大阪湾の生態系にとって重要な海域であることに鑑み、今後も引き続き、事業対象地周辺への影響を最大限低減できるよう、長期的な変化についてより正確な把握が可能となるような調査内容の見直しの検討や、他団体等が実施している調査結

果の活用も含めてより適切な事後調査を実施するとともに、これらの調査結果を活用しつつ、環境影響評価書において示した環境保全措置の具体的な内容についても検討し、実効性ある措置を実施していく必要がある。」としております。

以上、部会報告とさせていただきます。部会委員の皆様方、補足説明等ありましたら、よろしくお願いいたします。

(補足説明等なし)

○近藤会長 ご説明ありがとうございました。事務局からは何かありますか。

○佐藤課長補佐 事務局です。補足説明をさせていただきます。

事業者から今後協議していくという回答がありましたが、事後調査計画を変更する場合は、大阪府に提出されます。その際に府としては、審査会意見の趣旨を踏まえた計画となっているかについて確認し、提出された計画はホームページ上で公表することとなります。事後調査結果は都度報告され、その内容についても確認のうえ、ホームページ上で公表するという流れになります。

そのため、審査会の意見を取りまとめていただいたことによって、直ちに事後調査計画書が変わるというものではございませんが、時期は未定ですが、変更していただく流れになります。事務局からは以上です。

○近藤会長 ご説明ありがとうございました。では、最終的な取りまとめに当たりまして、ご意見や部会委員にご質問等ございましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。

○中谷委員 今の事務局からの説明に関して、事業者が事後調査計画書を見直す時に、今回の審査会意見を結果的に反映しなかった場合については、特に大阪府には何も報告されないのでしょうか。非常に先の話になるかと思いますが、今回の審査会意見が反映されたか、反映されなかったかというのは、特に大阪府には連絡せずに、事後調査計画書を見直したという報告だけされるのでしょうか。

○佐藤課長補佐 審査会意見が、事後調査計画書に概ね反映されているか大阪府で確認した上で、事後調査計画書の提出を受けることになります。

○中谷委員 審査会意見を反映するかは、事業者の選択というのは理解していますが、反映しなかった場合については、大阪府に何も連絡はないのでしょうか。

○定課長 環境保全課長の定でございます。まず、事後調査計画について、制度面の方から、条例の規定上の話で申し上げますと、事後調査計画の内容は必ず府に提出されるということになっております。その内容を確認した上で、公開という位置づけになりますし、それに従った調査がなされるかについて、事後的に確認していくということになります。この計画の内容について、府の側から変更の命令など強制的に内容を変えていただくような規定というのは条例の中にはありませんが、事後調査計画書が提出された際には、審査会意見に可能な限り沿った内容になっているのか確認し、そうでないのであればその理由について確認していくことになります。可能な限り、特に事情がない範囲で出来るだけ意見を踏まえた事後調査の内容になるように対応はしていきたいと考えております。

○中谷委員 もちろん、全てが反映されるわけではないことは承知していますが、その際は大阪府から確認いただけるということで、安心しました。ありがとうございます。

○近藤会長 他に何かご意見等ございませんでしょうか。

専門調査部会報告に対して何か意見を言うわけではありませんが、事後調査が非常に大切ということを言われていると思いますが、現在、瀬戸内海全体で瀬戸内海の環境を良くするために色々な観測等が行われていると思うので、事後調査をする際には、そのような調査結果も加味しながら、事後調査報告書に最新の観測データを取り込んでいただきたいと思います。

○惣田委員 計測機器の更新といった技術の発展などに関する議論もありましたが、石田委員や中谷委員、日下部専門委員の普段のご研究が将来的に繋がっていくものであると考えております。

○近藤会長 他に何かご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事後調査計画書の見直しの際に審査会意見が反映されているか確認することについてご意見がございましたが、専門調査部会報告については修正すべきという意見はございませんでしたので、本日説明いただいた専門調査部会報告を、審査会の意見として回答したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○近藤会長 それでは、5月12日に照会を受けました審査会の意見について、本日付けて大阪府に回答します。惣田委員をはじめ、部会委員の皆様方には、この間、専門調査部会で総合的かつ精力的にご審議いただき本当にありがとうございました。それでは、議題Ⅰはこれで終了します。

次に議題2、「その他」について、事務局からお願いします。

○良田主査 事務局の良田です。本件につきまして、審査会意見をとりまとめていただき、ありがとうございました。審査会意見については、大阪府から事業者に伝えまして、意見を踏まえて今後、適切に対応していくよう求めてまいります。

さて、現委員の皆様におかれましては、令和8年8月31日をもって、委嘱期間の満了を迎えるところではございますが、引き続き再任いただく委員の皆様もいらっしゃいますので、今後予定されている環境アセスの案件について、お知らせさせていただきます。

まず、昨年度に方法書をご審議いただきました、「(仮称)忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業」ですが、今年度後半に準備書が提出される予定となっております。また、方法書まで手続きが終了しております「北陸新幹線(敦賀・新大阪間)」について、小浜・京都ルートで決定されたようですので、今年度後半に準備書が提出されるのではないかと想定しております。他にも、複数の事業について相談が来ております。各案件について、アセス図書の提出等の動きがありましたら、ご審議をお願いすることになりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○近藤会長 それでは、予定していました議事は以上ですが、委員の皆様、他に何かございますか。ご質問等ございますか。

(発言なし)

○近藤会長 特に無いようですので、事務局に進行をお返しいたします。

○佐藤課長補佐 それでは、閉会にあたりまして、大阪府環境管理室長の谷垣より、ご挨拶申し上げます。

○谷垣室長 環境管理室長の谷垣でございます。閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、審査会報告を取りまとめいただき、誠にありがとうございました。特に惣田委員をはじめ、専門調査部会の委員の皆様には、この間、精力的にご審議いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日取りまとめいただいた審査会報告を踏まえまして、事業者に対して、引き続き事業による影響を最大限低減するよう、また、今後の調査内容を見直し、より正確に事業による影響の有無や変化を把握できる事後調査計画となるよう、先ほどご指摘いただきましたが、適切な対応を求めてまいります。

さて、本審査会の委員任期が本年8月末までとなっておりますため、9月に改選する予定でございます。任期満了によりご退任される委員及び日下部専門委員におかれましては、任期中、特段のご尽力をいただきましたこと、心よりお礼申し上げます。今後とも、本府環境行政にご理解・ご協力を賜りますれば幸いです。

先ほど事務局から申し上げましたとおり、今年度下半期には、複数の環境アセスに係る手続きが予定されております。

引き続き委員にご就任いただく先生方におかれましては、変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○佐藤課長補佐 以上をもちまして、第2回の大阪府環境影響評価審査会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午前11時15分